

## 018 サポートの給付金が、生活保護の収入認定にあたらないう 調整することを求める意見書

2023年9月1日から申請がスタートした東京都の「018 サポート」は、「都内に在住する全ての18歳以下の子どもに対し、1人当たり月額5,000円(年額6万円)を支給することで学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートし『子育てのしやすい東京』を実現」する事業である。

子育て世帯に大変歓迎されている事業であるが、その留意事項には「生活保護を受給している場合、018 サポート給付金は収入として認定」とあり、1人当たり年額最大6万円の支給については収入認定され、その分の生活保護費は減額される。

所得制限を設けず全ての対象者に給付される本事業において、生活保護受給世帯がその恩恵を受けられないという状況がある。福祉事務所にとっては、生活保護制度の他法優先の考え方から、受給世帯に申請を促さねばならず、保護費の減額調整、返還等の手続きの負担のみが増えることになる。

2020年の全国民への10万円給付や東京都の児童育成手当(育成手当・障害手当)は認定除外の取り扱いがされている。また、国の児童手当については収入認定となっているが、児童手当に相当するものとして「児童養育加算」が支給されている。東京都独自の給付である018 サポートでは、保護費が減額されるだけで、そうしたフォローはない。東京都の都内在住の全ての子どもたちへのサポート事業で一部の子ども達が悲しむようなことにならない制度設計が必要と考える。

よって、東村山市議会は国と東京都に対し、次の事項を実施するよう強く求めるものである。

### 記

東京都の018 サポートの給付金が、生活保護の収入として認定されないようにすること。

以上、地方自治法第99の規定により意見書を提出する。

令和5年10月5日  
東村山市議会議長 小町明夫

東京都知事  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣